

○ 鈴鹿工業高等専門学校図書館文献複写規則

〔平成17年1月17日
規則第75号〕
最終改正平成28年3月16日

鈴鹿工業高等専門学校図書館文献複写規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校図書館利用規則（平成17年規則第74号）第5条第1項第5号の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）の図書館における文献複写に関する必要な事項を定めるものとする。

(原則)

第2条 文献複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定を遵守して行われなければならない。

(申込)

第3条 文献複写を希望する者は、あらかじめ所定の手続きにより図書館受付に文献複写を申し込みなければならない。

(料金の納付)

第4条 前条の申込みをした者は、文献複写料金を前納しなければならない。ただし、本校図書館が参加する図書館間相互貸借システムの文献複写等料金相殺サービスを利用する場合は、後納とすることができる。

2 納付した文献複写料金は返還しない。

3 文献複写料金の額は別表の定めるところによる。

4 第1項から前項の規定によるもののほか、文献複写料金の出納に関する事務については、事務部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

文 献 複 写 料 金 表

種 別	単 位	料 金	
		学 内	学 外
電子複写 (A3版以下)	1枚につき	20円	35円